

1 審査会の結論

異議申立人が行った「鉦山採掘跡地土地利用計画に係る関係機関との協議に関する全ての資料、メモ（報告、打ち合を含む）、予算編成に関する全ての資料」（以下「本件対象文書」という。）の開示請求に対し、瀬戸市長（以下「実施機関」という。）が行った開示決定処分は妥当である。

しかし、今後は、このような長期にわたる重要な事案については、報告内容等に関する記録を公文書として確実に作成するとともに、適正に保管することを強く要望する。

2 異議申立人の主張の趣旨

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、瀬戸市情報公開条例（改正平成26年瀬戸市条例第2号。以下「条例」という。）第5条に基づき、異議申立人が平成26年6月27日付けで行った「鉦山採掘跡地土地利用計画に係る関係機関との協議に関するすべての資料、メモ（報告、打合せを含む）、予算編成に関する全ての資料」（以下「本件対象文書」という。）の開示請求に対し、平成26年7月9日付け26瀬経第199号により瀬戸市長（以下「実施機関」という。）が行った開示決定の処分について、開示された公文書以外に関係機関との意見交換、協議等を記録した公文書が存在するはずであるとして、それら公文書の開示を求めるものである。

(2) 異議申立ての主たる理由

異議申立人の主張する異議申立ての主たる理由は、おおむね次のとおりである。

鉦山採掘跡地利用計画は、公有財産である土地の取得、所有権の帰属にかかる重大な案件であり、関係機関の協議内容を一切の文書、記録にとどめることなく、担当当事者間での単なる話し合い、口頭報告のみで計画を進行させるということは行政運営の確実性、継続性の観点からも考えられない。

また、鉦山採掘跡地利用計画は、「鉦山採掘跡地の土地利用に関するアイデア募集」が広く市民に告知されており、長期間にわたる土地利用計画である。一定の年数が経過したのち、この計画の必須要件である土地所有権取得について何らかの疑義、見直しが生じた場合に客観的に確認できる資料として、文書、記録が作成されていなければならない。

国有地の管理機関である財務省東海財務局では、平成24年度からの瀬戸市当局との打ち合わせ協議記録が作成されている。平成24年11月15日には、瀬戸市に対して「瀬戸鉦山跡地利用計画スケジュール」を資料として提示し交配しているが、本件対象文書には含まれておらず不自然である。

国と市は、繰り返し協議、意見交換、依頼要請を行っていることは明らかであり、

失念、確認漏れ、不作為による開示漏れによる公文書は存在すると考えられるため開示すべきである。

3 実施機関の説明の趣旨

実施機関の説明はおおむね次のとおりである。

(1) 関係機関との意見交換、協議等を記録した公文書の不存在について

鉦山採掘跡地土地利用計画の策定過程においては、関係機関に対して報告を行っており、協議は行っていない。そのため協議等を記録した公文書については、作成しておらず、開示した本件対象文書以外で関係機関との意見交換・協議等を記録した公文書は存在しない。

4 異議申立てに係る経過

当審査会は、本諮問事件について、次のとおり審査を行った。

- (1) 平成26年 9月 9日 実施機関から審査会諮問書の收受
- (2) 平成26年 9月16日 実施機関から異議申立人へ審査会諮問通知書を送付
- (3) 平成26年 9月26日 実施機関から理由説明書を收受
- (4) 平成26年10月17日 異議申立人から意見書を收受
- (5) 平成26年11月12日 異議申立人からの口頭意見陳述
実施機関からの説明聴収
審査

5 審査会の判断の理由

異議申立人は、実施機関が特定した本件対象文書の文書以外の文書が存在するとして開示することを求めている。

このことから、当審査会は本件対象文書について、瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会運営規則第7条第1項の規定に基づき開示決定等に係る公文書の提示を求め、審査を行った。

(1) 本件対象文書について

実施機関が本件対象文書として特定した公文書は以下のとおりである。

- ア 鉦山採掘跡地土地利用計画策定に係る関係機関への報告経緯について
- イ 鉦山採掘跡地土地利用計画検討フロー
- ウ 鉦山採掘跡地土地利用計画策定対象区域
- エ 鉦山採掘跡地土地利用計画策定状況（中間報告）について（資料1）
- オ 鉦業権区域一覧【平成25年4月末現在】（資料2）
- カ 土地利用計画策定区域（資料3）
- キ 鉦山採掘跡地の土地利用に関するアイデア募集について

- ク 鉦山採掘跡地の土地利用に関するアイデア募集の結果について
- ケ 鉦山採掘跡地土地利用計画 報告書（概要版）
- コ 鉦業原簿及び鉦区図の謄本交付申請について
- サ 鉦山採掘跡地土地利用計画策定業務委託費用の算出根拠
- シ 平成25年度当初予算配当通知
- ス 平成25年度当初予算の概要

(2) 開示請求文書の不存在について

ア 異議申立人は、次のように主張している。鉦山採掘跡地土地利用計画は公有財産である土地の取得、所有権の帰属にかかる重大な案件であり、長期間にわたる土地利用計画である。国有地の管理機関である財務省東海財務局では、平成24年度からの瀬戸市当局との打ち合わせ協議記録が作成されており、「瀬戸鉦山跡地土地利用計画スケジュール」を資料として提示し交配しているが、本件対象文書には含まれておらず不自然である。国と市は、繰り返し協議、意見交換、依頼要請を行っていることは明らかであり、失念、確認漏れ、不作為による開示漏れによる公文書は存在すると考えられるため開示するべきである。

これに対し実施機関は、報告を行っており協議は行っていないため、協議等を記録した公文書については作成しておらず、開示した本件対象文書以外で関係機関との意見交換・協議等を記録した公文書は存在しないと説明している。

イ そこで、本審査会は、実施機関が未作成であり不存在とした件について調査し、審査を行った。

実施機関は、鉦山採掘跡地土地利用計画は、単なる「構想」であり、関係機関との協議が必要となるような内容を検討している段階ではないため、本件対象文書以外に文書は存在しないと説明している。また、「瀬戸鉦山跡地土地利用計画スケジュール」は提示されただけであり、保有はしていないとする。

一方、申立人が情報公開開示請求により取得、提示した財務省東海財務局の資料には瀬戸市内部や国との質疑応答などの打合せが行われている経緯が見受けられる。これらの打ち合わせのためには、実施機関において内部的な協議や資料の作成が行われていてしかるべきであり、かつ、当然、打合せ内容・結果についての記録が作成されていると考えるのが合理的であることから、改めて実施機関に対して文書作成、保存について確認したが文書の存在は認められなかった。

しかし、鉦山採掘跡地土地利用計画は長期計画であり、「構想」の段階においても、組織（部長、課長等）として応対していることから、重要な事業であることは明白であり、事業の計画、実施にあたって、関係機関との間のこれまでの経過を明らかにし、記録にとどめておくことは当然のことである。また、一般的に、たとえ「構想」であっても、関係機関が所有権を有する土地に関する事業であることから、関係機関に対し、構想の報告のみ行い、それに関する打合せ・懇

談を全く行わないということは考えにくく、実施機関において、何らかの資料を保有していると考えることが当然であり、本件対象文書以外には何らの資料も作成していないというのは極めて不自然である。

このような観点から、当審査会は、再度、実施機関に対して確認を行ったが、本件対象文書以外には文書を作成していないとの回答であり、本件対象文書以外の文書その他資料の存在は認められない。

したがって、当審査会としては、実施機関は、本件対象文書以外に関係機関との意見交換、協議等を記録した文書を保有していないと判断せざるを得ない。

ウ しかしながら、本件においては、それが情報公開の対象とされるか否かに関わらず、本件対象文書以外に関係機関との意見交換、協議等を記録した文書が存在しないこと自体がきわめて重大な問題であると考えられる。

前述の通り、鉾山採掘跡地土地利用計画は非常に重要な計画であり、実施されることとなれば多額の費用を要することが想定でき、また市民生活への影響も大きなものと考えられる。このような重要な事案について、何らの記録も作成していないという実施機関の対応は、市民への説明責任を有する市の対応としては不適切であり、市民の信頼を損なうおそれのあるものであると言わざるを得ない。

6 結論

以上のことから、本件については、上記1記載のとおり判断した。

7 審査会の意見

情報公開制度の充実を図り、市民への説明責任を果たしていくためには、公文書の適正な管理は不可欠である。

したがって、作成すべき公文書が作成されていなかったり、作成されていても適正な管理がなされていなければ、情報公開制度の円滑かつ適正な運用はできないので、実施機関においては、公文書を確実に作成するなど文書管理の適正な管理を強く要望する。